

宮城県木材産業等高度化推進資金制度実施要綱

(目的)

第1 この制度は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「基盤強化法」という。）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令（平成8年政令第310号）に基づき、木材の生産及び流通の合理化の促進による木材供給の円滑化並びに効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、宮城県木材産業等高度化推進資金合理化計画認定事務取扱要領により、合理化計画の認定を受けた者（以下「合理化計画認定者」という。）、基盤強化法第3条第1項の認定を受けた者（以下「林業経営改善計画認定者」という。）及び木安法第4条第1項の認定を受けた者（以下「木安法事業計画認定者」という。）に対して、その行う事業の合理化を推進するのに必要な資金、林業経営の改善を推進するのに必要な資金（林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に伴い必要なものに限る。）及び木材の安定供給を確保するのに必要な資金を低利で融通する措置を講じ、もって木材関連産業及び林業の健全な発展に資することを目的とする。

(資金措置)

第2 県は、前条の目的を達成するため、予算で定める範囲内において、次に定める金融機関（以下「指定金融機関」という。）に木材産業等高度化推進資金（以下「推進資金」という。）の供給を行うものとする。

- (1) 農林中央金庫仙台支店
- (2) 株式会社商工組合中央金庫仙台支店
- (3) 株式会社七十七銀行
- (4) 株式会社仙台銀行
- (5) その他知事が定める金融機関

2 協調倍率ごとの資金種類については、次に定めるとおりとする。

- (1) 協調倍率4倍の資金については、事業経営改善合理化資金（素材生産等促進資金（林野庁長官が別に定めるところにより知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。）、単独事業体にあつては、大規模事業体及び中規模事業体への貸付けに係るものを除く。）に限る。）並びに林業経営改善資金（林業経営高度化推進資金に限る。）とする。
- (2) 協調倍率3倍の資金については、事業経営改善合理化資金（素材生産等促進資金（単独事業体にあつては、中規模事業体への貸付けに係るものに限る。）に限る。）並びに林業経営改善資金（伐採・造林一貫作業推進資金（選定経営体への貸付けに係るものを除く。）に限る。）とする。
- (3) 協調倍率2倍の資金については、事業経営改善合理化資金（素材生産等促進資金（選定経営体及び大規模事業体への貸付けに係るものに限る。）及び新規需要創出資金）、木材高度加工資金、林業経営改善資金（伐採・造林一貫作業推進資金（選定経営体への貸付けに係るものに限る。）に限る。）並びに木材安定供給資金とする。

なお、大規模事業体とは、木材の年間取扱量がおおむね10,000 m³以上の事業体をいう。また、中規模事業体とは、木材の年間取扱量がおおむね3,000 m³以上の事業体をいう。

3 知事は、第1項の規定により指定金融機関に供給した推進資金の効率的な運用を図るため、必要と認めるときは、推進資金の額を指定金融機関ごとに調整することができるものとする。

4 指定金融機関は、供給を受けた推進資金のそれぞれの協調倍率に相当する額の資金を合理化計画認定者、林業経営改善計画認定者及び木安法事業計画認定者に対し、貸し付けるものとする。

(貸付対象者)

第3 指定金融機関から貸付けを受けることができる者は、事業経営改善合理化資金及び木材高度加工資金については合理化計画認定者、林業経営改善資金については林業経営改善計画認定者、木材安定供給資金については木安法事業計画認定者とする。

2 前項にかかわらず、数人共同の事業体の合理化計画認定者、林業経営改善計画認定者及び木安法事業計画認定者に対する資金の貸付けは、当該事業体の構成員個々に対し、その共同事業に係る持ち分に応じて行うことを原則とする。

(貸付資金の種類及び貸付条件)

第4 この要綱に基づき貸付けを行う資金の種類、内容及び貸付け条件は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、既往借入金の借換え(本資金の初回の借入れ時における既往借入金(短期運転資金)からの切替えを除く。)は含まないものとする。

(貸付方法等)

第5 資金の貸付け方法等については、次に定めるとおりとする。

(1) 貸付けの方法

証書貸付又は手形貸付とする。

(2) 返済の方法

指定金融機関の所定の方法による。

(3) 担保及び保証人

指定金融機関と協議するものとする。

(農林漁業信用基金による保証)

第6 指定金融機関は、農林漁業信用基金(以下「基金」という。)による保証の活用を積極的に図り、資金の貸付けを円滑かつ機動的に行うものとする。

(申込手続)

第7 貸付けを受けようとする者(以下「借受申込者」という。)は、指定金融機関に対して当該金融機関の所定の申込書に、次に定める書類を添えて申込みを行うものとする。

(1) 知事の認定に係る合理化計画書、林業経営改善計画書又は木安法事業計画の写し

(2) 当該資金が合理化計画、林業経営改善計画又は木安法事業計画の認定後において、合理化、林業経営の改善又は木材の安定供給を確保するために必要な資金に係るものであることを証する書類(木材の共同購入等に係る売買契約書、売渡承諾書、売渡確約書及び落札証明書等)

(3) 法人格の無い団体の合理化計画認定者、林業経営改善計画認定者又は木安法事業計画認定者は、上記書類のほか、構成員別受益負担表(様式第1号)を添付するものとする。

2 借受申込者で基金の保証を依頼しようとする者は、前項の申込みの際に基金の債務保証依頼書を指定金融機関に提出するものとする。

(指定金融機関の遵守事項)

第8 指定金融機関は、この要綱による貸付けについては、いかなる名義をもってするを問わず、歩積両建を行ってはならない。

2 指定金融機関は、知事から合理化計画、林業経営改善計画又は木安法事業計画の認定の取消しの通知を受けた場合には、当該事業者に対する推進資金の貸付けを停止するものとする。

3 指定金融機関は、知事から合理化計画、林業経営改善計画又は木安法事業計画の認定の取消しの事由が著しく本制度の趣旨に反する旨の通知を受けた場合には、貸付約定書の定めるところに従い、貸付けを行った推進資金につきその全部又は一部の期限前償還を行わせるものとする。

(資金の返還)

第9 知事は、指定金融機関がこの要綱及び資金供給契約書に違反したときは、第2の1の規定により供給した資金の全部又は一部を返還させることができる。

(報告及び調査)

第10 指定金融機関は、毎月の貸付状況を貸付状況報告書(様式第2号)により、翌月10日まで知事に報告するものとする。

2 指定金融機関は、当該年度に係る貸付実績を木材産業等高度化推進資金種別借受者別貸付実績報告書(様式第3号)により、翌年度4月末日までに知事に報告するものとする。

3 知事は、この要綱に基づく貸付けについて、職員に指定金融機関及び借受者を調査させることができる。

(宮城県木材産業等高度化推進運営協議会)

第11 知事は、木材産業等高度化推進資金制度の適正な運用を図るため、宮城県木材産業等高度化推進運営協議会(以下「協議会」という。)を設置するものとする。

2 協議会の構成員、運営基準については別表第2のとおりとする。

(その他)

第12 この要綱に定めのないものについては、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行規則(平成5年農林水産省令第35号)、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について(昭和54年8月23日付け54林野企第82号農林水産事務次官依命通知)、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について(昭和54年8月23日付け54林野企第83号林野庁長官通知)、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則(平成8年農林水産省令第58号)、木材の安定供給の確保に関する特別措置法の施行について(平成8年11月1日付け8林野流第105号農林水産事務次官依命通達)及び木材の安定供給に関する特別措置法の運用について(平成8年11月1日付け8林野流第106号林野庁長官通知)によるものとする。

附 則

この要綱は、平成5年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月16日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に改正前の宮城県木材産業等高度化推進資金制度実施要綱に基づき貸付決定のあった貸付金の貸付利率については、改正後の宮城県木材産業等高度化推進資金制度実施要綱別表に規定する貸付利率にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成14年4月12日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成14年11月11日から施行する。

2 この要綱の施行前に改正前の宮城県木材産業等高度化推進資金制度実施要綱に基づき貸付決定のあった貸付金の貸付利率については、改正後の宮城県木材産業等高度化推進資金制度実施要綱別表に規定する貸付利率にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月10日から施行する。

2 この要綱の施行前に改正前の宮城県木材産業等高度化推進資金制度実施要綱に基づき貸付決定のあった貸付金の貸付利率については、この要綱に規定する貸付利率にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年8月10日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の宮城県木材産業等高度化推進資金制度実施要綱に基づき貸付決定のあった貸付金の貸付利率については、この要綱に規定する貸付利率にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年9月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の宮城県木材産業等高度化推進資金制度実施要綱に基づき貸付決定のあった貸付金の貸付利率については、この要綱に規定する貸付利率にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の宮城県木材産業等高度化推進資金制度実施要綱に基づき貸付決定のあった貸付金の貸付利率については、この要綱に規定する貸付利率にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の宮城県木材産業等高度化推進資金制度実施要綱に基づき貸付決定のあった貸付金の貸付利率については、この要綱に規定する貸付利率にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年12月22日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の宮城県木材産業等高度化推進資金制度実施要綱に基づき貸付決定のあった貸付金の貸付利率については、この要綱に規定する貸付利率にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年2月16日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の宮城県木材産業等高度化推進資金制度実施要綱に基づき貸付決定のあった貸付金の貸付利率については、この要綱に規定する貸付利率にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の宮城県木材産業等高度化推進資金制度実施要綱に基づき貸付決定のあった貸付金の貸付利率については、この要綱に規定する貸付利率にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年11月9日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の宮城県木材産業等高度化推進資金制度実施要綱に基づき貸付決定のあった貸付金の貸付利率については、この要綱に規定する貸付利率にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 素材生産合理化資金、製品流通合理化資金、間伐等促進資金、木材加工流通システム資金及び経営高度化促進資金は、この要綱の施行をもって貸付を終了する。ただし、この要綱の改正前に認定された合理化計画に基づく木材産業等高度化推進資金の各資金の貸付けについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行前に改正前の宮城県木材産業等高度化推進資金制度実施要綱に基づき貸付決定のあ

った貸付金の貸付利率については、この要綱に規定する貸付利率にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年12月12日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の宮城県木材産業等高度化推進資金制度実施要綱に基づき貸付決定のあった貸付金の貸付利率については、この要綱に規定する貸付利率にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。
- 2 素材転換促進資金、間伐等促進資金及びチップ等安定供給資金は、この要綱の施行をもって貸付を終了する。ただし、この要綱の改正前に認定された合理化計画に基づく木材産業等高度化推進資金の各資金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行前に改正前の宮城県木材産業等高度化推進資金制度実施要綱に基づき貸付決定のあった貸付金の貸付利率については、この要綱に規定する貸付利率にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年1月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の宮城県木材産業等高度化推進資金制度実施要綱に基づき貸付決定のあった貸付金の貸付利率については、この要綱に規定する貸付利率にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 原木確保協定促進資金は、この要綱の施行をもって貸付を終了する。ただし、この要綱の改正前に認定された合理化計画に基づく木材産業等高度化推進資金の各資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月8日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の宮城県木材産業等高度化推進資金制度実施要綱に基づき貸付決定のあった貸付金の貸付利率については、この要綱に規定する貸付利率にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の宮城県木材産業等高度化推進資金制度実施要綱に基づき貸付決定のあった貸付金の貸付利率については、この要綱に規定する貸付利率にかかわらず、なお従前の例による。

木材産業等高度化推進資金の種類及び貸付条件

貸付資金の種類	資金内容	貸付利率の上限 (年%以内)	償還期限	貸付限度額	
事業経営改善合理化資金	素材生産等促進資金	1 素材生産を行うのに必要な資金であって、施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費 2 素材の引取りを行うのに必要な資金であって、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費 3 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費 4 素材等の加工を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費及びその他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）	短期資金 2.00% <1.90%> [1.70%] 長期資金 2.40% <2.20%> [1.85%]	短期資金 1年以内 長期資金 5年以内 （うち据置期間 1年以内）	1億円 特認2億円 [素材の年平均生産量 10,000 m ³ 以上] [素材の年平均引取量 15,000 m ³ 以上] [木材製品の年平均引取量 20,000 m ³ 以上] 特認4億円 [素材の年平均引取量 30,000 m ³ 以上] [木材製品の年平均引取量 40,000 m ³ 以上] 特認5億円 [素材及び木材製品の年平均引取量 50,000 m ³ 以上]
	新規需要創出資金	1 素材の引取りを行うのに必要な資金であって、素材購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費 2 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費 3 素材等の加工を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。） 4 木材の新規需要の創出に資する木材製品とは、次に掲げるものであって、非住宅分野における木材需要の開拓、地域材の利用が低位な部材における地域材利用の拡大又は木質バイオマス利用の拡大に資すると認められるもの (1) 製材 (2) 合板 (3) 集成材 (4) 単板積層材 (5) 防腐、防虫、耐火処理材 (6) 直交集成板 (7) 木質チップ、ペレット (8) その他林野庁長官が承認した製品	短期資金 [1.70%] 長期資金 [1.85%]		1億円

貸付資金の種類	資金内容	貸付利率の上限 (年%以内)	償還期限	貸付限度額
木材高度加工資金	<p>1 作業労賃、電力費、燃料費及びその他木材を加工するのに必要な資金並びに原材料となる素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費（JAS 無垢材に係るものに限る。）</p> <p>2 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び輸送費</p> <p>3 素材又は木材製品の引取り及び素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な資金であって、素材若しくは木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金</p>	<p>短期資金 [1.70%]</p> <p>長期資金 [1.85%]</p>	<p>短期資金 1年以内</p> <p>長期資金 5年以内 (うち据置期間 1年以内)</p>	<p>1億円</p> <p>特認2億円 [JAS無垢材の製造を行う者]</p>
林業経営高度化推進資金	<p>1 造林に必要な運転資金であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費等</p> <p>2 素材生産を請負わせるのに必要な運転資金であって、素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払金並びに当該請負契約を行うために必要となる作業労賃</p>	<p>短期資金 2.00%</p> <p>長期資金 2.40%</p>	<p>短期資金 1年以内</p> <p>長期資金 5年以内 (うち据置期間 1年以内)</p>	<p>5千万円</p> <p>特認1億5千万円 [造林の年間施業面積500ha以上]</p>
林業経営改善資金	<p>1 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）</p> <p>2 造林を行うのに必要な資金であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費</p>	<p>短期資金 (1.90%) [1.70%]</p> <p>長期資金 (2.20%) [1.85%]</p>		<p>1億円</p> <p>特認2億円 [素材の年間平均生産量10,000m³以上]</p>

貸付金の種類	資金内容	貸付対象者	貸付利率の上限 (年%以内)	償還期限	貸付限度額
木材安定供給資金	<p>1 素材生産を行うのに必要な資金 施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号。以下（管理経営法という。）第8条の14第4項に基づき納付すべき樹木料、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費 なお、管理経営法第8条の5第3項に基づく権利設定料を含む。</p> <p>2 素材の引取り及び素材等の加工を行うのに必要な資金 素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金</p> <p>3 素材又は木材製品の引取り及び木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金であって、次に掲げるもの (1) 素材又は木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、素材又は木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費並びに作業委託費 (2) 木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金であって、ICTを活用したデータベース整備費用等及び作業委託費</p> <p>4 素材又は木材製品の輸送を行うのに必要な資金であって、輸送を行うための作業労賃、燃料費、機械・車両の使用料及び維持費用</p> <p>5 木材製品利用事業を行うのに必要な資金であって、木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、木材製品の引取りに必要な輸送費、木材製品の加工又は利用するための作業労賃、電力費、燃料費その他の木材製品を加工又は利用するのに必要な資金</p>	<p>事業計画の認定を受けた次に掲げる者</p> <p>1 森林所有者等（左記1、3の資金に限る。）</p> <p>2 木材利用事業者等（左記2、3の資金に限る。）</p> <p>3 木材卸売業を営む者、木材市場を開設する者又はその組織する団体（左記3の資金に限る。）</p> <p>4 木材の輸送を業として行う者（左記3、4の資金に限る。）</p> <p>5 木材製品利用事業者等（左記3、5の資金に限る。）</p>	<p>短期資金 [1.70%]</p> <p>長期資金 [1.85%]</p>	<p>短期資金 1年以内</p> <p>長期資金 5年以内 （うち据置期間1年以内）</p>	<p>3億円</p> <p>特認4億円 [協定等に基づく素材又は木材製品の販売価格が、協定等締結時から5パーセント以上低下しており、かつ、当面の間、当該価格が協定等締結時の価格まで回復しないと見込まれる場合にあっては、借受者の償還が適切に行われると認められること]</p>

(注1) 貸付利率は令和7年6月2日現在。

(注2) 貸付利率の上限における〈 〉は3倍協調資金（中規模事業者への貸付けの場合）の利率、[]は2倍協調資金（選定経営体及び大規模事業者への貸付けの場合）の利率。

(注3) 80%機関保証付きの場合は、上記貸付利率から0.4%を減じる。

(注4) 経過措置に基づく各資金の貸付けについては、各計画の認定期間内において有効とする。

(注5) 貸付限度額における[]は、特認条件であり、林野庁長官と協議して承認を受けた者に限る。